

2 国有林野の維持及び保存

(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

ア 森林の巡視及び境界の保全

国有林野事業では、山火事や高山植物の盗採掘、ゴミの不法投棄等を防ぐため、地方公共団体、警察、ボランティア団体、NPO 等地域の様々な関係者と協力・連携しながら国有林野の巡視や清掃活動等を行っています。特に、毎年7月を「『国民の森林』クリーン月間」に設定し、地域の関係者と連携した清掃活動（「国民の森林」クリーン活動）を全国的に実施しています。

また、登山利用など来訪者の集中により、樹木の損傷やゴミの増加による植生の荒廃等が懸念される国有林野において、「グリーン・サポート・スタッフ※」(GSS：森林保護員。全国で111人)が巡視活動を行っています。グリーン・サポート・スタッフは、入林マナーの啓発活動、植生保護のための柵の整備等を行い、貴重な森林生態系の保全管理に取り組んでいます。グリーン・サポート・スタッフの活動等については、森林管理局のウェブサイト等に掲載して情報発信を行っています。

さらに、国有林野を適切に管理するため、民有林等との境界の巡視や点検等を計画的に行っています。



森林保護最前線！グリーン・サポート・スタッフ BLOG：北海道森林管理局
https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/koho/koho_net/gss-blog/index.html

事例 17 地元企業や地方公共団体と連携した清掃活動の実施 (東北森林管理局 三陸北部森林管理署)



- ・岩手県^{みやこ}宮古市 ^{ながほらやま}長洞山国有林
- ・(左) 林内に不法投棄されたタイヤを運び出す様子(令和6(2024)年7月)
- ・(右) 不法投棄物をトラックに積み込む様子(令和6(2024)年7月)

三陸北部森林管理署では、日頃より国有林野の清掃活動や不法投棄の未然防止に努めていますが、同署管内に所在する重茂半島^{おもえ}では、以前から、市道沿いの国有林野への不法投棄が後を絶たず、森林の公益的機能の発揮や周辺環境への悪影響が懸念されたため、ごみの撤去が必要となっていました。

このような中、地元企業から、社会貢献活動の一環として清掃活動に協力したいとの申し出があったことも踏まえ、廃棄物処理を担う宮古市とも調整し、令和6(2024)年7月に地元企業や同市と連携した清掃活動を実施しました。

清掃活動は「重茂半島クリーン作戦」と題して行われ、当日は、同署、地元企業及び同市から42名が参加し、不法投棄されたごみの撤去作業を実施しました。現地には空き缶やペットボトル等の一般的なものから、タイヤや冷蔵庫等の粗大ごみまで、多くのごみが投棄されており、4tトラックに換算して3台分以上のごみを収集しました。

同署では、本取組を広くPRするとともに、不法投棄防止の取組を進めていくこととしています。

イ 森林病虫害の防除

松くい虫被害^{*}は、我が国最大の森林病虫害であり、国有林野における病虫害の多くを占めています。国有林野における被害量は、昭和 54(1979)年度の 149 千 m³ をピークに長期的に減少傾向にありましたが、令和 5 (2023) 年度に増加に転じ、令和 6 (2024) 年度は、57 千 m³ (対前年度比 153%) となりました。

また、ナラ枯れ被害^{*}も全国各地で発生しており、北海道内の国有林においても令和 6 (2024) 年度に初めて被害が確認されました。令和 6 (2024) 年度の国有林野における被害量は、35 千 m³ (対前年度比 159%) であり、東北地方を中心に被害が発生しています。

森林管理署等では、被害の拡大を防ぎ、貴重なマツ林等を保護するため、地方公共団体や地域住民と連携しつつ、薬剤散布、樹幹注入による予防対策や、被害木を伐倒してくん蒸等を行う駆除対策を併せて実施しています。

表－１３ 松くい虫被害の状況と対策

区 分			令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
松くい虫被害量(千 m ³)			22	37	57
防 除	予 防	特別防除(ha)	2,835	2,848	2,854
		地上散布(ha)	1,492	1,474	1,518
	駆 除	伐倒駆除(千 m ³)	13	13	12
		特別伐倒駆除(千 m ³)	11	12	19

- 注 1：特別防除とは、有人ヘリコプターを利用して空から薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除すること。
2：地上散布とは、動力噴霧機等を利用して地上から薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除すること。
3：伐倒駆除とは、被害木を伐り倒し、薬剤散布又はくん蒸処理等をして、カミキリの幼虫を駆除すること。
4：特別伐倒駆除とは、被害木を伐り倒して、破碎又は焼却し、カミキリの幼虫を駆除すること。
5：予防対策と駆除対策を合わせて防除という。

病虫害・鳥獣害対策

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/shinrinhigai.html



事例 18 関係機関と連携したナラ枯れ被害対策

(北海道森林管理局 檜山森林管理署)



- ・ 北海道^{まつまえ}松前郡^{ふくしまちょう}福島町 福島^{ふくしまとうげ}峠 国有林
- ・ (左) ナラ枯れ被害対策現地検討会の様子(令和6(2024)年10月)
- ・ (右) 伐倒・くん蒸処理の様子(令和6(2024)年10月)

ナラ枯れの被害地域は年々拡大しており、令和5(2023)年度には北海道南部の民有林で初めて被害が確認されました。

被害の拡大抑制には、新たに被害が確認された地域での防除が重要であり、北海道森林管理局では、地方公共団体や研究機関と連携した対策に取り組んでいます。

令和6(2024)年度は、ヘリコプターによる上空からの調査及び地上調査を実施し、その結果、国有林内でも初めてナラ枯れ被害が確認されました。このため、檜山森林管理署では、調査で確認された6本全ての被害木の伐倒処理を行いました。

被害木の処理に当たっては、今後、道内で被害が拡大した場合に民有林・国有林問わず多数の人員が必要となることを見据え、地域の関係機関との連携強化のため、北海道、市町村、林業事業体等とともに、被害木の1本について、ナラ枯れ被害対策に関する現地検討会を開催し、伐倒・くん蒸作業の実演や今後の対応等について意見交換を行いました。残りの被害木5本については、ナラ枯れの原因であるカシノナガキクイムシが移動を始める前の令和7(2025)年5月までに職員によるくん蒸処理を行いました。

同局では、引き続き、ナラ枯れ被害の拡大防止に向けて、関係機関と連携した対策に取り組んでいきます。

ウ 鳥獣被害対策の推進

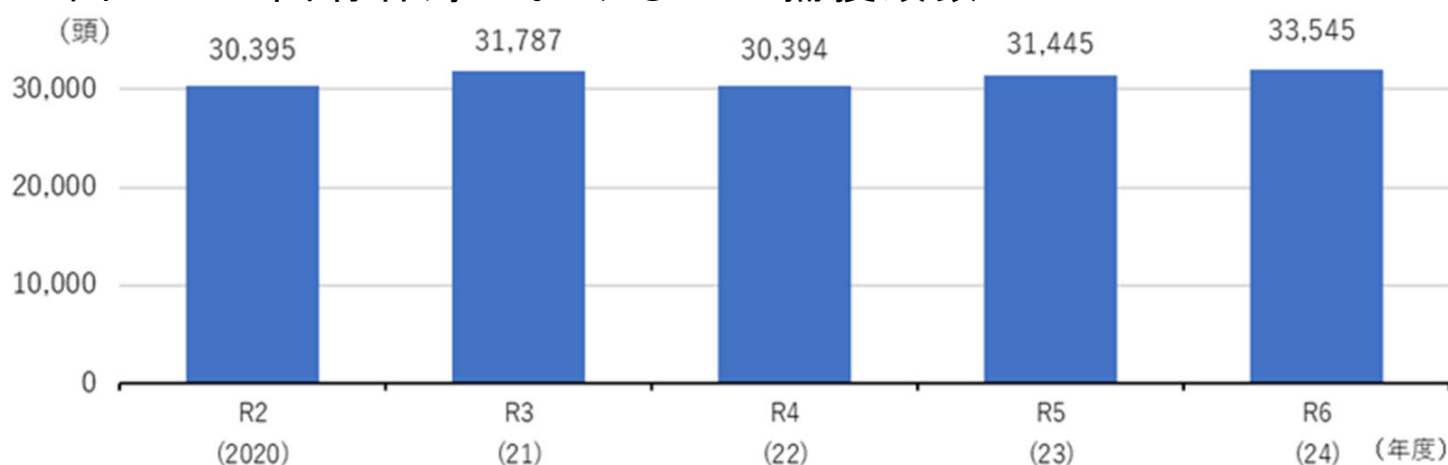
シカの食害による造林木の成長阻害や枯死、下層植生の消失、クマによる樹木への剥皮被害等、野生鳥獣による森林被害は深刻であり、森林が持つ公益的機能の発揮にも支障を来します。

国有林野事業では、野生鳥獣との共生を可能とする地域づくりに向け、地域の関係行政機関や学識経験者、NPO 等と連携し、地域の特性に応じて、シカの捕獲、生息状況・行動把握調査、被害防除(防護柵の設置等)等の有効な手段を組み合わせた対策を総合的に推進しています。

森林管理署等では、職員が開発した捕獲手法及び改良型わなや ICT 捕獲通知システム※等による効率的・効果的なシカ捕獲技術について、現地検討会の開催等を通じて、民有林関係者等への普及に取り組んでいます。

また、捕獲したシカのジビエ利用にも積極的に取り組むとともに、地方公共団体や猟友会と協定等を締結し、猟友会等が国有林内でシカ捕獲を行うためのわなの貸出し等の捕獲協力も行っています。

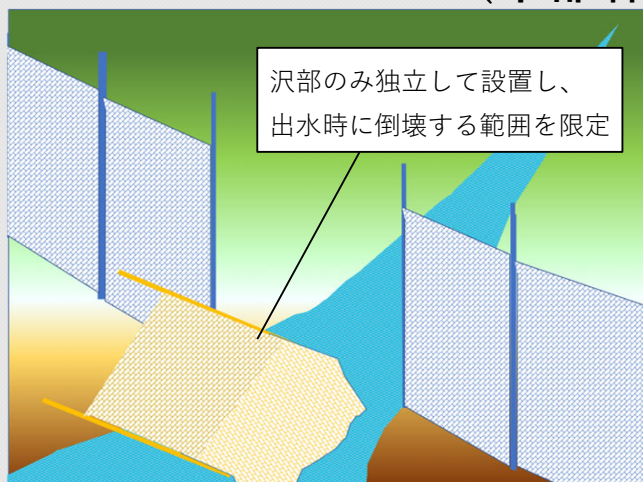
図－５ 国有林野におけるシカ捕獲頭数



注：国有林野における有害鳥獣捕獲等(一般ハンターによる狩猟は含まない。)による捕獲頭数の合計(各年度末現在の値)。

事例 19 「受け流す柵」による獣害対策

(中部森林管理局 愛知森林管理事務所)



- ・愛知県設楽町 段戸国有林
- ・(左)「受け流す柵」のイメージ図
(右)「受け流す柵」修復作業(令和5(2023)年11月)

シカによる造林木への食害が深刻な状況となっており、国有林では、被害地域に造林を行う際には、造林地周囲に獣害防護柵を設置し、食害の防止を図っています。しかし、従来の沢部の防護柵設置方法では、大雨による出水で柵が連鎖的に倒壊しやすいという弱点がありました。

愛知森林管理事務所では、壊れない柵を設置するという従来の発想を転換し、あえて沢部を壊れやすい仕様にした上で、倒壊後の復旧を容易にする「受け流す柵」の技術開発に取り組んでいます。

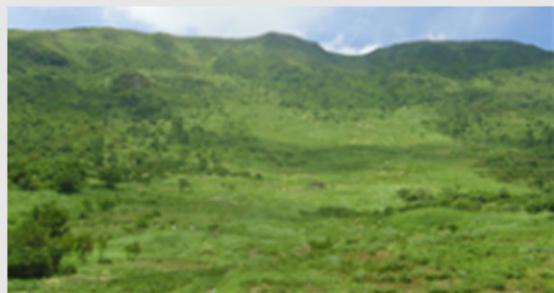
「受け流す柵」とは、大雨等による出水時に防護柵が倒壊しやすい沢部において、周囲の柵と独立して設置する柵のことで、出水時には当該柵のみが倒壊することで、周囲の柵に被害が及びにくくなり、復旧の対応を倒壊箇所限定することができます。また、柵の構造がシンプルのため、誰でもその場で簡単に修復でき、維持管理が省力化されます。

実際に、令和5(2023)年6月の台風による豪雨時も「受け流す柵」のみが倒壊することにより、被害を最小限に抑えることができました。

「受け流す柵」は従来の防護柵の材料で作成可能で、防護柵の設置場所であればどこでも応用が利くことから、同所では、新たな獣害対策方法の一つとして普及に努めています。

事例 20 地方公共団体のシカ被害対策への支援

(近畿中国森林管理局 滋賀森林管理署)



(写真提供：米原市)



- 滋賀県^{まいばら}米原市 ^{いぶきやま}伊吹山(民有林)
- (上)被害前(平成 14(2004)年)
- (下)シカによる被害後(令和 5(2023)年)

- 滋賀県米原市 伊吹山(民有林)
- ICT 囲いわなの設置
(令和 6(2024)年 4 月)

滋賀県米原市の伊吹山では、シカによる食害の影響で裸地化が進んでおり、令和 5(2023)年 7 月の大雨では、土石流が複数回発生するなど、地域に大きな影響を与えています。こうした中、米原市では、伊吹山の植生回復に向けて、シカの捕獲が課題となっています。

滋賀森林管理署では、平成 30(2018)年度から米原市とシカ捕獲の協定を締結し、くくりわなの貸与やドローンにより撮影した植生被害状況等の情報提供など、同市と連携してシカ被害対策に取り組んできました。

しかし、近年被害が深刻化していることを踏まえ、令和 6(2024)年 4 月には、米原市と協議し、ICT 囲いわなを貸与するとともに、設置作業に協力することとしました。ICT 囲いわなは、遠隔で監視・操作が可能なため、多数のシカが入ったタイミングでわなを作動させ、効率的にシカを捕獲できます。これらのわなの設置により、同年度は、伊吹山において 27 頭のシカを捕獲することができました。

同署では、引き続きわなの貸与や捕獲活動を通じて、地域と連携したシカ被害対策を推進し、森林の保全に取り組んでいきます。

(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の管理

国有林野には、原始的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林が多く残されています。

国有林野事業では、大正4(1915)年に保護林制度を発足させ、時代に合わせて制度の見直しを行いながら、こうした貴重な森林を保護林に設定し、厳格な保護・管理に努めてきました。

令和7(2025)年4月1日現在で設定している保護林は、658か所(101.7万ha)となっています。これらの保護林については、森林や動物等の状況変化を把握するために定期的にモニタリング調査を行い、外部有識者からなる保護林管理委員会において現状を評価しています。令和6(2024)年度は、113か所の保護林モニタリング調査の結果、病虫害やシカによる森林被害発生などの課題が明らかになった一方、近畿中国森林管理局の駒倉ブナ・ミズナラ希少個体群保護林などにおいて、伐採後に萌芽再生した「あがりこブナ」の存在が把握され、森林の成り立ちが明らかになるなど保護林の価値が改めて評価されたものもありました。このように、今後の状況変化等を想定した上で適切な保護・管理を実施しています。また、必要に応じ、植生の回復やシカ等による食害を防ぐための防護柵の設置、外来植物の駆除等にも取り組んでいます。

さらに、保護林の一つである「森林生態系保護地域」は、世界自然遺産「知床しれとこ」、「白神山地しらかみさんち」、「小笠原諸島おがさわらしょとう」、「屋久島やくしま」及び「奄美大島あまみ、徳之島おおしま、沖縄島北部とくのしま及び西表島おきなわじまほくぶ」の保護を措置するための国内制度の一つに位置付けられています。

また、生物多様性の保全や気候変動の影響への適応等の観点から、保護林を中心とした森林生態系ネットワークを形成して、

野生生物の移動経路を確保するため、「緑の回廊」を設定しています。令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在の、国有林野における緑の回廊は、24 か所(58.3 万 ha)となっています。

緑の回廊においては、研究機関等と連携し、モニタリング調査により森林の状態と野生生物の生育・生息実態の関係を把握して、これに順応した保全・管理を推進しています。

表－１４ 保護林区分

区分	箇所数	面積 (万 ha)	目的	代表的な保護林 (都道府県)
森林生態系 保護地域	31 〈31〉	73.7 〈73.6〉	我が国の気候帯 又は森林帯を代 表する原生的な 天然林を保護・ 管理	しれとこ 知床(北海道) しらかみさんち 白神山地(青森県、秋田県) おがさわらしょとう 小笠原諸島(東京都) やくしま 屋久島(鹿児島県) いりおもてじま 西表島(沖縄県)
生物群集 保護林	98 〈97〉	24.0 〈23.9〉	地域固有の生物 群集を有する森 林を保護・管理	りしりとう 利尻島(北海道) ざおう 蔵王(宮城県、山形県) きた 北アルプス(富山県、長野県) つるぎさん 剣山(徳島県) きりしまやま 霧島山(宮崎県、鹿児島県)
希少個体群 保護林	529 〈530〉	4.0 〈4.0〉	希少な野生生物 の生育・生息に 必要な森林を保 護・管理	しまフクロウ(北海道) かさぼり 笠堀カモシカ(新潟県) たてやま 立山オオシラビソ(富山県) こうやさん 高野山コウヤマキ(和歌山県) あまみぐんとう 奄美群島アマミノクロウサギ 等(鹿児島県)
合計	658 〈658〉	101.7 〈101.6〉	—	—

注 1：令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在の数値である。

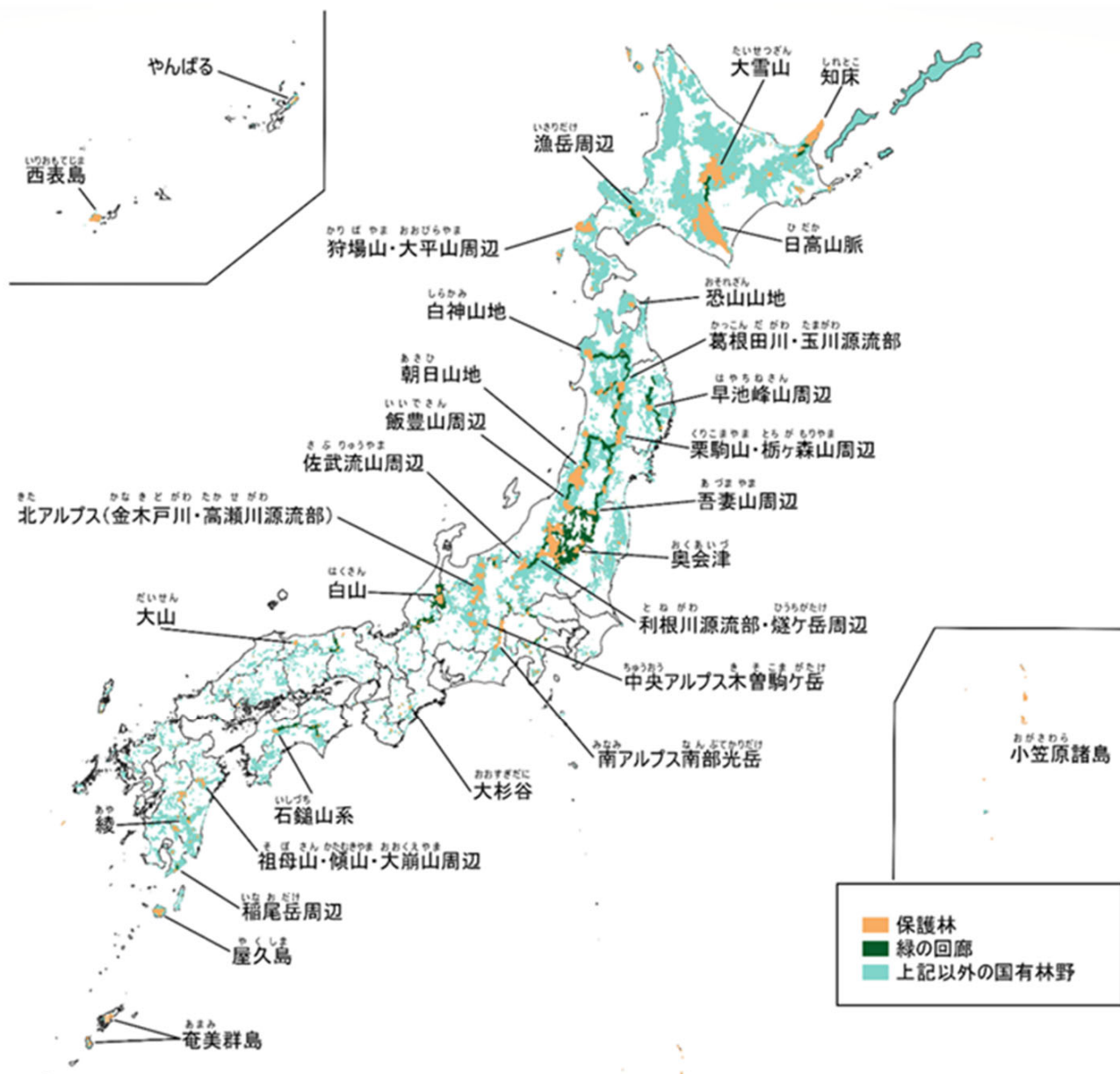
2：計の不一致は四捨五入による。

3：〈〉書は、前年度の数値である。

4：生物群集保護林の増加は、「三川山奥生物群集保護林」が新規設定されたため。

5：希少個体群保護林の減少は、「木地屋屋敷ブナ希少個体群保護林」と「水山ブナ・ナツツバキ希少個体群保護林」が統合され、「水山本谷奥ブナ・ナツツバキ希少個体群保護林」となったため。

図－6 「保護林」と「緑の回廊」位置図



注：保護林のうち森林生態系保護地域の名称を記載（令和7（2025）年4月1日現在）

保護林

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/sizen_kankyo/hogorin.html

緑の回廊

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/sizen_kankyo/corridor.html



事例 21 小笠原諸島森林生態系保護地域における観光客による外来植物の駆除体験

(関東森林管理局 小笠原諸島森林生態系保全センター)



- ・ 東京都^{おがさわら}小笠原村^{うちじま}父島^{きたぶくろざわ} 北袋沢国有林
- ・ (左) 森林生態系保護地域と外来植物の駆除方法を紹介する看板(令和7(2025)年1月)
(右) 観光客が駆除した外来植物を集積する様子(令和7(2025)年3月)

小笠原諸島には、過去に人の手によって外来植物が持ち込まれ、それらが繁殖することで小笠原固有の森林生態系が脅かされています。

小笠原諸島森林生態系保全センターでは、観光客に外来植物の問題について啓発するとともに、繁殖抑制の一助とするため、令和6(2024)年度から観光客による外来植物の駆除体験を試行的に実施しています。

この取組は、体験を希望する観光客が、同行するガイドの指導の下、指定ルート上に生育している外来植物を抜き取り、所定の場所に集積するものです。集積場所は、センター職員が駆除した外来樹木を木枠に活用し、指定ルート入口を含む2箇所に設置しました。

同年度は、オオバナノセンダングサ、ホナガソウ、セイロンベンケイソウ及びヤハズカズラの4種の外来植物を駆除対象としました。取組の結果、ルート周辺では、外来植物の急激な拡大が抑制されており、一定の効果が確認できました。

同センターでは、取組に効果がみられたことから、集積場所の追加や駆除を行うルートを増やすといった対応を行うこととしています。



おんたけさん
御嶽山の三ノ池と日の出

(撮影地：岐阜県下呂市 岐阜森林管理署 おちあい
落合国有林)